議案第３２号

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）等の施行に伴うため。

伊丹市印鑑条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市印鑑条例（昭和４７年伊丹市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２中「個人番号カード（」を「個人番号カード，出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に，「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

付　則

この条例は，令和８年６月１４日から施行する。ただし，第１２条の２の改正規定（「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める部分に限る。）は，電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。